

文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱

15 文福育第 1599 号平成 16 年 3 月 31 日
17 文福育第 1866 号平成 18 年 3 月 15 日一部改正
18 文男保第 1092 号平成 19 年 1 月 9 日一部改正
18 文男保第 1550 号平成 19 年 3 月 30 日一部改正
28 文子幼第 915 号平成 28 年 4 月 1 日一部改正
2021 文子幼第 10053 号令和 4 年 3 月 30 日一部改正
2025 文子幼第 10664 号令和 8 年 3 月 31 日部長決定

(設置)

第 1 条 文京区立さしがや保育園改修工事に伴いアスベストのばく露を受けた保育園児及び文京区職員に対する具体的な健康対策を検討するため、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(検討事項等)

第 2 条 専門委員会は、区長の諮問に応じ、次の事項について検討する。

- (1) 健康管理手帳に関すること。
- (2) 園児及び保護者からの健康相談への対応に関すること。
- (3) アスベスト健康被害と予防教育に関すること。
- (4) 専門委員会ニュースの発行に関すること。
- (5) 健康診断の方法に関すること。
- (6) 他の目的で撮影された胸部 X 線写真の読影と保管に関すること。
- (7) アスベスト関連疾患が生じた際の判定に関すること。
- (8) その他区長が必要と認めた事項

2 専門委員会は、前項各号に掲げるもののほか、健康対策を実施するに当たって必要とする事項について区長に提案することができる。

3 専門委員会は、第 1 項各号に規定する事項に関連する資料及び情報の収集に努めるものとする。

(構成)

第 3 条 専門委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 11 人以内をもって組織する。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) アスベスト疾患に精通している疫学又はリスク学関係者 | 2 人 |
| (2) アスベスト疾患に精通している医師 | 2 人 |
| (3) 文京区内の医師会を代表する者 | 2 人 |
| (4) 弁護士 | 1 人 |
| (5) 臨床心理士又は公認心理師 | 1 人 |

- (6) アスベストNPOを代表する者 1人
- (7) 園児又は保護者を代表する者 2人
- 2 区長は、委員全員の推薦を受けた者のうちから委員の委嘱を行うものとする。
- 3 委員長は、委員の互選によって定めることとし、専門委員会を総括する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、1回に限り再任されることができる。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会の招集)

第5条 専門委員会は、年1回以上開催することとし、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を専門委員会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(部会)

第6条 委員長は、園児又は保護者からのアスベストに係る相談及び医学的事項について検討するため、専門委員会に部会を設ける。

- 2 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長の職にある者
- (2) アスベスト疾患に精通している医師 2人
- (3) 文京区内の医師会を代表する者 2人
- (4) 臨床心理士又は公認心理師 1人

(部会の招集)

第7条 委員長は、第2条第1項第6号及び第7号の判定に当たって、部会を開催するものとする。

- 2 委員長は、必要と認めたとき、部会を招集することができる。
- 3 委員長は、必要と認めたとき、部会員以外の委員を部会に参加させることができる。

(幹事)

第8条 専門委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、こども未来部長の職にある者、保健衛生部長の職にある者、資源環境部長の職にある者及び施設管理部長の職にある者とする。
- 3 幹事は、会議に出席して意見を述べることができるものとする。

(事務局)

第9条 専門委員会の事務局は、こども未来部幼児保育課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項

は、委員長が別に定める。

付 則

第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日後最初に委嘱された委員の任期は、4 年とし、6 人までの委員は、2 年を限度として再任されることができる。

付 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 9 年 1 月 9 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 9 年 3 月 30 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。